

議案第 1 0 9 号

四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「100 分の 155」を「100 分の 150」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。